



県 章

滋賀県公報

令和 7 年 (2025 年)
1 1 月 2 1 日
第 6 6 8 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

道路区域の変更（道路保全課）	1
道路の供用開始（道路保全課）	1

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	2
県営土地改良事業計画の変更後の概要公告（耕地課）	4
公共測量実施公告（用地事業支援課）	4
公共測量終了公告（用地事業支援課）	5
一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定公告（建築課）	5
建築士免許取消し公告（建築課）	5

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（高島）..... 6

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款變更認可公告（湖北）..... 6

告 示

滋賀県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年11月21日から令和7年12月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	幸津川服部線	守山市幸津川町字亥ノ子田 1399番地先から	変更後	最小 11.0m } 最大 13.7m	91.0m	道路改良工事 (歩道設置) に伴う道路区 域の変更
		守山市幸津川町字亥ノ子田 1402番地先まで	変更前	最小 9.2m } 最大 10.7m	91.0m	

滋賀県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年11月21日から令和 7 年12月 5 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
幸津川服部線	守山市幸津川町字亥ノ子田1399番地先から 守山市幸津川町字亥ノ子田1402番地先まで	令和 7 . 11 . 21	L = 91. 0m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。
令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクウェル堅田 大津市今堅田三丁目11－ 1 ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）滋賀県大津市今堅田新築計画 大津市今堅田三丁目11－ 1 ほか
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の
杜一丁目 2 番 1 号 代表取締役 高家正行
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクウェル堅田 大津市今堅田三丁目11－ 1 ほか
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の
杜一丁目 2 番 1 号 代表取締役 高家正行 株式会社良品計画 東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号 代表取締役
清水智
- 3 変更年月日 令和 7 年10月31日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗の名称を変更したため、イについては大規模小売店舗において小売業
を行う者の入店のため
- 5 届出年月日 令和 7 年10月30日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 － 1
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年11月21日から令和 8 年 3 月23日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 3 月23日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。
令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドマート南郷 大津市南郷一丁目59番 1 ほか
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣
 - (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番70号 代表取締役 林田邦雄
- 3 変更年月日 令和 7 年11月14日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入店のため
- 5 届出年月日 令和 7 年10月30日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年11月21日から令和 8 年 3 月23日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 3 月23日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善守山店 守山市古高町字福田39
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 260台
イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 64台
ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 43m³
エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 店舗A（株式会社平和堂、株式会社ブランワン、株式会社ワッツ西日本販売） 午前10時から午後10時まで
 - (イ) 店舗B（株式会社本のがんこ堂） 午前 9 時から午後10時まで
 - (ウ) 店舗C（株式会社ユタカファーマシー） 午前 9 時から午後10時まで
 - (エ) 店舗D（未定） 午前10時から午後 7 時まで
 - オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (ア) 駐車場① 午前 8 時30分から午後10時30分まで
 - (イ) 駐車場② 午前 8 時30分から午後10時30分まで
- (2) 変更後
ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 132台
イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 80台
ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 59m³
エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (ア) 店舗A（株式会社平和堂、株式会社ブランワン、株式会社ワッツ西日本販売） 午前 9 時から午後10時まで
 - (イ) 店舗B（株式会社本のがんこ堂） 午前 9 時から午後10時まで
 - (ウ) 店舗C（株式会社ユタカファーマシー） 午前 8 時から翌午前 0 時まで

- (エ) 店舗D(未定) 午前10時から午後7時まで
オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (ア) 駐車場① 午前7時30分から翌午前0時30分まで(一部午前7時30分から午後10時まで)
(イ) 駐車場② 午前7時30分から午後10時まで
- 4 変更年月日 アについては令和8年6月30日(イとウに係る部分については令和7年5月21日)、イおよびウについては令和7年5月21日、エについては令和7年11月27日(店舗Aについては令和7年5月21日)、オについては令和7年11月27日
- 5 変更の理由 アについては従業員等共用駐車場の設置および駐車場レイアウト整備のため、イについては店舗Cの駐輪場増設のため、ウについては廃棄物保管施設の増設のため、エおよびオについては店舗Aおよび店舗Cの営業時間の変更ならびに営業時間の変更に伴う運用方法の変更のため
- 6 届出年月日 令和7年10月29日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
- (2) 縦覧期間 令和7年11月21日から令和8年3月23日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年3月23日
- (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業計画の変更後の概要公告

県営杉山地区土地改良事業(農地環境整備事業)につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公告書類 県営杉山地区土地改良事業(農地環境整備事業)変更計画概要書
- 2 公告期間 令和7年11月21日から令和7年12月1日まで
- 3 掲示場所 甲賀市産業経済部農村整備課
- なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/347162.html>)でも閲覧することができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市白王町
- 3 作業の期間 令和7年10月20日から令和8年3月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、高島市長 今城 克啓から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 高島市マキノ町寺久保、新旭町安井川、安曇川町三尾里
- 3 作業の期間 令和7年11月11日から令和8年3月19日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、湖南市長 松浦 加代子から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業の地域 湖南市全域
- 3 作業の期間 令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、滋賀県企業庁長 藤原 久美子から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室、大原上田、神、櫛野
- 3 作業の終了日 令和 7 年 9 月30日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 米原市長沢、高溝
- 3 作業の終了日 令和 7 年10月16日

一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 2 第 1 項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造について認定したので、同条第 6 項の規定に基づき公告する。

なお、その関係図面は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室に備え置き一般の縦覧に供する。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

区 域	認 定 番 号	認 定 年 月 日
蒲生郡竜王町大字小口字堤ノ町 3 番の一部、4 番 1、5 番 1、9 番 5、字東吸ヶ町20番 1 の一部、20番 2 の一部、21番 1 の一部	R 07認番滋賀建築001号	令和 7. 11. 12

建築士免許取消し公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第 9 条第 1 項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年11月21日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和 7 年11月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 寺元穆
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第2024号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく届出があったため

健康福祉事務所告示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年11月21日

滋賀県高島健康福祉事務所長 時 田 美 和 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社 キョウプロ 今津営業所	高島市今津町 北仰395－1	株式会社キョウプロ 代表取締役 山本学	京都府京都市 南区吉祥院石 原東之口町 4 番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2572200679	令和 7 . 11. 30

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、湖北土地改良区の定款の変更は、令和 7 年11月13日に認可した。

令和 7 年11月21日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤 江 学